解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

愛媛県松山市東雲町二番地五

株式会社石鎚宅建

代表清算人　二神　光徳

解散公告

当組合は、農業協同組合法第六十四条第七項第三号の規定により、平成二十八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

福岡県宮若市福丸三六四番地の一

鞍手農村工業農業協同組合連合会

清算人　堀　勝彦

解散公告

当法人は、平成二十八年九月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

長崎県佐世保市高梨町一―二一サンフラワーマンション三〇六号

特定非営利活動法人Ｈａｎｄｓｈａｋｅ

させぼ　代表清算人　村山　建

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添一八九八番地の一九

宮古島温泉ホールディングス株式会社

清算人　中村　勝哉

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年九月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

静岡県湖西市内浦三一六番地

農事組合法人内浦農事組合

清算人　近藤　義信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年七月二十九日鳥取県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

鳥取市富安二丁目三五番地

学校法人鳥取経理学園

清算人　横井　司朗

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

長崎市三重町四二三番地長崎西彼農業協同組合三重支店内

農事組合法人三重自給飼料生産組合

清算人　渡部　英二

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十月十一日宮城県知事の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

宮城県石巻市日和が丘一丁目一五―三〇

中央三丁目1番地区市街地再開発組合

清算人　遠山　敬介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市二条通二丁目九九〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小谷中宏文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

北海道旭川市六条通一一丁目五五番地の一〇ラポール6条古田ビル一階井上法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大平　祐大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市中高津一丁目一二番、最後の住所茨城県土浦市中高津一丁目一二番三四号

被相続人　亡　大出　なつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

天野・竹若法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石山ありさ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市乗附町二六五〇番地、最後の住所群馬県高崎市乗附町三三〇三番地　都学園

被相続人　亡　木村　次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

群馬県高崎市あら町二三三番地ドルチェヴィータ高崎三階西

相続財産管理人　弁護士　小和瀬　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市中峠台二八番地一四、最後の住所千葉県我孫子市中峠台二八番地の一四

被相続人　亡　坂巻　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

事務所千葉県松戸市根本四六五番地一シャーメゾン松戸三〇二号室　おおさく法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大作　公夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

平成二十八年十一月十四日

香川県高松市観光通一丁目二番地の一四

東洋工業株式会社

代表取締役　河田　浩喜

第63期決算公告　平成28年11月14日

香川県高松市観光通一丁目2番地の14

東洋工業株式会社

代表取締役　河田　浩喜

貸借対照表の要旨（平成28年3月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,877,385
	固定資産	6,770,325
	繰延資産	803
	合計	12,648,514
負債及び純資産の部	流動負債	5,203,819
	固定負債	155,976
	株主資本	7,288,718
	資本金	120,000
	利益剰余金	7,904,503
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	7,874,503
	（うち当期純利益）	（424,371）
	自己株式	△735,785
	合計	12,648,514